

監査結果報告書

(定期監査・行政監査)

(平成26年11月21日公表)

監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第2項並びに第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成26年11月21日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成26年度定期監査及び行政監査の結果について

I 監査対象局

病 院 局

1 監査実施期間

平成26年8月26日から同年10月6日まで

2 所属別監査結果

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	市民病院事務局総務課	2		2
2	市民病院事務局経営企画課			
3	市民病院事務局医事課	1		1
4	塩江分院事務局			
5	香川診療所事務局	3		3
6	新病院整備課			
7	病院局全体		1	1
	合計	6	1	7

【指摘】
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査対象となる事務の執行年度

平成25・26年度

5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、監査対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行及び事業の管理に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

【平成26年度 病院局定期監査結果一覧】

H26.11.21

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	指摘	適正な決裁者までの執行何について	P3	市民病院事務局総務課
No.2	指摘	薬品の購入に係る契約書の作成について	P4	市民病院事務局総務課
No.3	指摘	消費税率等の改定に伴う賃貸借契約の事務処理について	P5	市民病院事務局医事課
No.4	指摘	単価契約に係る契約書の作成について	P6	香川診療所事務局
No.5	指摘	支出命令に係る事務処理について	P7	香川診療所事務局
No.6	指摘	駐車料金を含む出張参加費の支出について	P8	香川診療所事務局
No.7	意見	高松市病院事業経営健全化計画への取組について	P9	病院局全体

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

監査結果（定期監査）

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成26年度／病院局

告示番号

高松市監査委員告示第30号

告示日

平成26年11月21日

所管課等

市民病院事務局総務課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

適正な決裁者までの執行伺について

内容

平成25年度従圧式陽圧人工呼吸器（院内使用）賃貸借契約に係る支出予定金額の増額決裁（執行伺決裁）については、専決者の意思決定の手続を経ていないものとなっているので、今後、同種の事務処理を行う場合には、適正な決裁者までの決裁を受けられたい。

根拠法令・
通知等 ①

高松市病院局事務決裁規程第5条及び別表第1 執行伺の表第22項第1号

内容 ①

執行伺（賃借料）

決裁事項	決裁者		
	管理者	病院局長	課長
(1) 50万円を超えるもの	右欄以外	500万円以下	100万円以下

根拠法令・
通知等 ②

高松市病院局事務決裁規程第5条及び別表第1 備考10

内容 ②

設計又は契約の変更等により金額に変更を生じた場合において、変更後の金額に対応する決裁者が当初より上位となるときは当該上位の決裁者、下位となる場合は当該当初の決裁者の決裁を受けなければならない。

監査結果（定期監査）

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成26年度／病院局

告示番号

高松市監査委員告示第30号

告示日

平成26年11月21日

所管課等

市民病院事務局総務課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

薬品の購入に係る契約書の作成について

内容

薬品の購入については、価格交渉に時間を要するため、年度当初における、薬品の契約単価が決定するまでは前年度の契約単価を暫定的に継続すること等を旨とする覚書と、価格交渉が成立した際の、既納入分の清算と今後の新納入価による支払いに関する同意書によって事務処理が行われ、契約書が作成されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、契約書を作成の上、適正に事務処理されたい。

根拠法令・
通知等

高松市契約規則

内容

第20条 市長は、契約を締結しようとするときは、契約者が決定した日から10日以内に次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。
(1)～(11) (略)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。ただし、単価による契約又は高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条各号に掲げる契約については、この限りでない。
(1)～(7) (略)

監査結果（定期監査）

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成26年度／病院局

告示番号

高松市監査委員告示第30号

告示日

平成26年11月21日

所管課等

市民病院事務局医事課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

消費税率等の改定に伴う賃貸借契約の事務処理について

内容

平成25年12月1日付けで長期継続契約を締結したDPCコーディング支援ソフト等賃貸借契約については、ファイナンス・リース契約であり、リース資産の引渡し時点（借受日時点）の税率が適用されることから、旧税率で支出を行っているが、契約書中に消費税率等の改定に係る契約条項を置いていることにより、契約書と異なる金額の支出となっていることから、賃貸借料について齟齬を来すことのないよう契約変更の手続を行うとともに、今後は、契約内容に基づき、契約条項を慎重に検討した上で契約を締結されたい。

根拠法令・
通知等 ①

平成25年2月28日付け契約監理課長通知「契約期間中に消費税率等の改定が予定されている場合の契約条項について（通知）」

内容 ①

別紙1の条項を契約書中に置くことにより、消費税率等の改定時に契約金額を変更することを当事者間で確認すること、及びこれに係る変更契約を不要とし双方の事務処理を簡略化すること。なお、この条項を置いた場合で税率の改定があるときは、当該改定後の契約金額を発注者において算定する必要があることから、改定に先立って受注者に対し、通知する必要があること。

別紙1
（委託契約に係る業務委託料の場合で、契約約款第1条第7項として置く場合の例）
7 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払う。

根拠法令・
通知等 ②

消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&A（平成26年1月国税庁消費税室）

内容 ②

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース資産の譲渡として取り扱われますので、消費税率は、当該リース資産の譲渡があった時の税率が適用されます。したがって、平成26年3月31日までに引渡しを受けたリース資産に係る分割控除については、旧消費税法の規定（旧税率（5%））に基づき行うこととなります。

監査結果（定期監査）

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成26年度／病院局

告示番号

高松市監査委員告示第30号

告示日

平成26年11月21日

所管課等

香川診療所事務局

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

単価契約に係る契約書の作成について

内容

平成25年度特定健診医事業務委託契約については、単価による契約にもかかわらず、請書により処理をしているので、今後、同種の契約を締結する場合は、適正に事務処理されたい。

根拠法令・
通知等

高松市契約規則第21条第1項ただし書

内容

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。ただし、単価による契約又は高松市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条各号に掲げる契約については、この限りでない。

監査結果（定期監査）

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局

平成26年度／病院局

告示番号

高松市監査委員告示第30号

告示日

平成26年11月21日

所管課等

香川診療所事務局

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

支出命令に係る事務処理について

内容

支出命令における事務処理については、請求書及び請求内訳書の割印がなされていないものが見受けられたので、今後は適正に行われたい。

根拠法令・
通知等

高松市会計規則第54条第3号

内容

支出についての証書類及び領収書は、次の各号によりこれを取り扱わなければならない。
(3) 2枚以上をもって1通とする証書類は、その取扱者又は債主が割印又は袋とじをしなければならない。

監査結果（定期監査）

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局

平成26年度／病院局

告示番号

高松市監査委員告示第30号

告示日

平成26年11月21日

所管課等

香川診療所事務局

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

駐車場料金を含む出張参加費の支出について

内容

看護協会研修会に係る参加費等の支出については、受講料及び駐車料金をいずれも学会参加費等から支出しているが、駐車料金については、旅費から支給すべきであるので、今後は適正に事務処理されたい。

根拠法令・
通知等

高松市職員等の旅費に関する条例第15条第5項

内容

前各項に規定するもののほか、旅行者が陸路旅行において公務上の必要によりやむを得ず有料の道路又は有料の駐車場を利用し、その料金を負担するときは、当該料金に相当する額として市長が定める額を車賃として支給する。

監査結果（定期監査）

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局

平成26年度／病院局

告示番号

高松市監査委員告示第30号

告示日

平成26年11月21日

所管課等

病院局全体

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

高松市病院事業経営健全化計画への取組について

内容

第6次高松市行財政改革計画の実施項目に掲げられている「高松市病院事業経営健全化計画への取組」について、この取組を実施することにより、平成25年度から3か年で669,043千円の削減を目標効果額として設定されているが、平成25年度の実績報告では目標の達成率が0%となっており、目標とする企業会計の効率的運営が達成されていないように見受けられたので、今後は、目標達成に向けて適切な進行管理を行うとともに、医療コンサルタントの効率的な活用を図るなど、病院事業管理者のもと、より実効性のある取組の徹底に努められたい。

II 監査対象局

環境局

1 監査実施期間

平成26年9月26日から同年11月5日まで

2 所属別監査結果

No.		指摘	意見	合計
1	環境総務課			
2	環境総務課（地球温暖化対策室）			
3	環境保全推進課		1	1
4	環境指導課			
5	環境指導課（適正処理対策室）			
6	環境業務課	2		2
7	環境施設対策課			
8	南部クリーンセンター			
9	西部クリーンセンター			
10	衛生処理センター			
11	環境局全体		1	1
	合計	2	2	4

【指摘】
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

4 監査対象となる事務の執行年度

平成25・26年度

5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

【平成26年度 環境局定期監査及び行政監査結果一覧】

H26.11.21

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	指摘	適正な決裁者までの予算流用決裁について	P12	環境業務課
No.2	指摘	執行同決裁に係る財政審査について	P13	環境業務課
No.3	意見	出前講座（環境学習支援事業）講師謝礼金の支出に係る事務処理について	P14	環境保全推進課
No.4	意見	各種計画への事業登載の妥当性検証等について	P15	環境局全体

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成26年度／環境局

告示番号

高松市監査委員告示第30号

告示日

平成26年11月21日

所管課等

環境業務課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

適正な決裁者までの予算流用決裁について

内容

平成25年度の環境業務センター喫煙室設置工事のための予算流用決裁については、専決者の意思決定の経緯を踏まえていないものとなっているので、今後、同種の事務処理を行う場合には、適正な決裁者までの決裁を受けられたい。

根拠法令・
通知等

高松市事務決裁規程第5条及び別表第2財政課の表第1項

内容

財政課

決裁事項	決裁者	
	局長	課長
1 歳出予算の配当額変更及び流用	100万円以下	20万円以下

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成26年度／環境局

告示番号

高松市監査委員告示第30号

告示日

平成26年11月21日

所管課等

環境業務課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

執行伺決裁に係る財政審査について

内容

環境業務センターにおけるPPC複写機の使用に係る平成26年度の予算執行伺決裁については、財政審査を受けていないので、今後は、適正に事務処理されたい。

根拠法令・
通知等 ①

高松市行政文書管理規程第17条及び別表第2第3項第12号

内容 ①

	決裁事項	審査
3 財務会計	(12) 執行伺のうち次に掲げるもの 才 使用料及び賃借料（高松市長期継続 契約を締結することができる契約を 定める条例（平成17年高松市条例第 152号）第2条第1号に掲げる契約に 係るものに限る。）	財政課長及び その指名する職員

根拠法令・
通知等 ②

平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」による「高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の運用通知

内容 ②

単価契約の契約初年度においては、契約締結決裁に、契約期間全体の支出予定金額、各年度の内訳、契約期間、契約先、支出科目等を記載し、翌年度以降の各年度においては、契約締結決裁に代えて、当該年度の予算執行内容を記載した1号決裁を作成し、その後同時決裁により支出するものとする。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成26年度／環境局

告示番号

高松市監査委員告示第30号

告示日

平成26年11月21日

所管課等

環境保全推進課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

出前講座（環境学習支援事業）講師謝礼金の支出に係る事務処理について

内容

出前講座講師謝礼金については、講師派遣の依頼先であるNPO等への通知文に記載されている人数（講座依頼時の「参加者定員数」と講座開催日の一週間前の時点で受付している「参加者予定数」により設定したもの）を基準としているが、この基準はあくまでも目安とされ、NPO等との協議により、同じ規模の講座でも、講師謝礼金の判断が異なる場合があり、謝礼金の決定に関して疑義が生じる可能性があるように見受けられたので、今後は、講師人数の基準となる内容を改めて整理し、客観的な判断基準となる内規を作成の上、謝礼金決定の経緯を決裁に記載するなど、支出の透明性の確保に努められたい。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成26年度／環境局

告示番号

高松市監査委員告示第30号

告示日

平成26年11月21日

所管課等

環境局全体

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

各種計画への事業登載の妥当性検証等について

内容

第6次高松市行財政改革計画（平成25～27年度）に登載された環境局所管の「ESCO事業の導入」は、平成25年度の実績報告によると、早々に中止されているが、事情聴取における同計画への登載及び事業の中止に至った経緯についての説明では、積極的な姿勢はうかがえたものの、説得力が不十分であると見受けられたので、今後、行財政改革計画を始めとする各種計画への事業の登載又は見直しにおいては、市民への説明責任を念頭に、その妥当性や必要性について十分に検討又は検証した上で、各種計画への反映及び公表を行い、当該事業の効果的な推進に努められたい。

参考①

第6次高松市行財政改革計画 平成25年度～27年度
（該当頁：全編 P64）

リンク①

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/20863.html>

参考②

第6次高松市行財政改革計画 平成25年度実績報告
（該当頁：P9）

リンク②

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/file/23492_L12_jissekihoukoku.pdf